

函館大谷短期大学公的研究費等の不正防止に関する基本方針

令和元年5月1日

学長 裁定

函館大谷短期大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の適正な運営管理を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け文部科学大臣決定）に基づき、次のとおり公的研究費等の不正防止に関する基本方針を策定します。

1 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の運営及び管理を行うために次のとおり、責任体制を定めます。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし学長をもって充てます。
- (2) 統括管理責任者は、最高責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てます。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者及び最高責任者を補佐し、各学科等における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、各学科長、事務長をもって充てます。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

規程や行動規範等の理解不足による研究費の不正を誘発する要因を排除するため、次の取り組みを行います。

(1) ルールの明文化・統一化

公的研究費等の使用及び事務処理手続きに関する規程や取扱要領等を明確・統一化し、関係する教職員に周知を図ります。また、これらの規程等と運用の実態が乖離していないか点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費等の事務処理について、構成員の権限と責任を明確に定め、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定めます。

(3) 関係者の意識向上

公的研究費等の運営・管理に関わる構成員に対して、不正行為を理解させるためコンプライアンス教育を実施し、受講状況および理解度の把握を行い誓約書の提出を求めます。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費等の不正使用に関する告発を受け付ける窓口を設置するとともに、調査の手続きについて明確かつ透明化を図るための規則等を整備します。また、懲戒の種類及びその適用に必要な手続きを明確にする規則等を定めます。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施・評価することにより、不正の発生を防止します。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ適正な予算執行を行います。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理します。

5 情報発信・共有化の推進

本学における公的研究費の使用に関する規則等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置します。また、公的研究費等の不正への取り組みに関する方針等を外部に公表します。

6 モニタリングの在り方

公的研究費等の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施します。

函館大谷短期大学研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

